

熱損失防止改修(省エネ改修)等住宅に係る固定資産税の減額申告書

令和 年 月 日

広島市長

1 納税義務者

住所	(電話 - -)		
氏名又は名称			
個人番号 又は法人番号			

2 減額対象家屋の所在等

家屋の所在	区	町	丁目	番地
家屋番号			種類(用途)	
床面積			人の居住の用に供する部分の床面積	m ²
建築年月日	年	月	日	熱損失防止改修等に要した費用(A) 円
登記年月日	年	月	日	補助金等(B) 円
熱損失防止改修等完了年月日	年	月	日	自己負担額(A) - (B) 円

3 熱損失防止改修等が完了した日から3か月以内にこの申告書が提出できなかった理由

--

4 公簿等の関係課への照会について

減額の要件を満たしているか確認するため、担当市税事務所が各業務担当課へ照会することについて、 <input type="checkbox"/> 同意する ・ <input type="checkbox"/> 同意しない
--

◎ 添付書類については、裏面をご覧ください。

5 添付書類

(1) 個人番号(マイナンバー)及び身元確認に必要な書類

個人番号(マイナンバー)を記載した申告書を提出される際は、本人確認(番号確認及び身元確認)を行いますので、次の書類を提示(郵送で提出される際は写しを添付)してください。

区分	番号確認書類及び身元確認書類
マイナンバーカードをお持ちの方	マイナンバーカード(個人番号カード) ※ 写しを添付される場合は、表面及び裏面の写しが必要です。
マイナンバーカードをお持ちでない方	① 番号確認書類 通知カード※、住民票の写し又は住民票記載事項証明書(個人番号の記載のあるものに限ります。)などのうちいずれか1つ ※ 令和2年5月25日時点で交付されている通知カードは、記載事項(住所、氏名等)が住民票と一致している場合は、個人番号を証明する書類として引き続きご利用いただけます。 ② 身元確認書類 運転免許証、パスポートなど 上記以外の身元確認書類については、その家屋が所在する区を担当する市税事務所家屋係又は税務室にお問い合わせください。

(2) 納税義務者の住民票の写し(個人番号の記載がない場合に限る。)

(3) 地方税法施行規則附則第7条の規定に基づく証明書

(4) 補助金等の交付決定を受けたことを確認することができる書類

(5) 長期優良住宅の認定を受けた場合は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第6条、第9条又は第15条に規定する通知書の写し